



ヤングケアラー支援における財政措置の充実

- ▶ ヤングケアラーが家族の世話や介護の責任を有していない子どもたちと同じようにライフチャンスを持ち、健やかな成長・発達が図られる社会を実現する。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

ヤングケアラー支援における財政措置の充実

- ヤングケアラー支援において、年齢で切らないサポート体制の充実が重要であり、その支援体制づくりの基礎となる子ども・若者支援地域協議会（子若協）の設置が促進されるよう、その設置・運営に係る財政措置を充実すること

2. 提案・要望の理由

- 国では、子ども・若者育成支援推進法（子若法）において、地方公共団体等が各種支援に努める対象としてヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、要保護児童対策地域協議会（要対協）と子若協の連携推進を規定（予定）。
- ヤングケアラーは、成人になっても家族の世話や介護が継続することで、進学や就職を諦めざるを得ない場合が少なくないため、年齢で切らないサポート体制の充実が必要。
- 各自治体においては、ヤングケアラーの早期発見・支援の取組を進めるため、ヤングケアラー支援体制強化事業等の国庫補助事業を活用。本県でも適切な支援に繋ぐためのコーディネーターの配置、ピアサポート等相談などの事業を実施。
- 個々の支援については、関係機関の連携が必要なため、多くは要対協を活用し、支援体制を構築。要対協での支援対象は18歳までとされていることから、その後の支援の引継先が必要だが、その受け皿となるべき子若協の設置は進んでおらず、年齢で切らないサポート体制が必要なヤングケアラー支援において課題。
(令和5年1月1日現在：全国の設置率5%台)
- ヤングケアラーの個々の状況に応じて一定の年齢まで適切な支援が継続できるよう、子若協の設置の促進、運営のための必要な財政措置を講じること。

(本県の取組状況と課題)

【現 状】

- 県では、一般的に18歳未満とされるヤングケアラーについて、20歳代の若者までを含めて、子ども若者ケアラーとして幅広く支援。
- 令和4年3月、県内小中高校等を対象に、「子若ケアラー実態調査」(県社協委託)を実施。回答のあった学校の約半数にヤングケアラーがいることが判明。
- 県内では、県のほか、全19市町のうち6市(大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、高島市、米原市)で設置。設置によって、支援の継続、多機関での連携の強化、情報共有のしやすさ等の効果と、その財源確保の難しさ等の課題の意見あり。

【課 題】

- 年齢によってサポート体制が切れない、また世帯支援のため多機関連携が必要なヤングケアラーへの支援において、社会生活において困難を抱える若者世代の支援体制の基礎となる子若協の設置は喫緊の課題。
- 子若協の設置に当たり、国の補助金は立ち上げ支援が中心であり、市町にとって協議会の運営経費に係る財源確保が大きな課題。

子若ケアラー実態調査結果(学校の箇所のみ抜粋)

●「子ども若者ケアラー」と思われる

児童生徒の有無と数

子ども若者ケアラーの有無について、「いる」が49.8%、「いない」が41.4%であった。

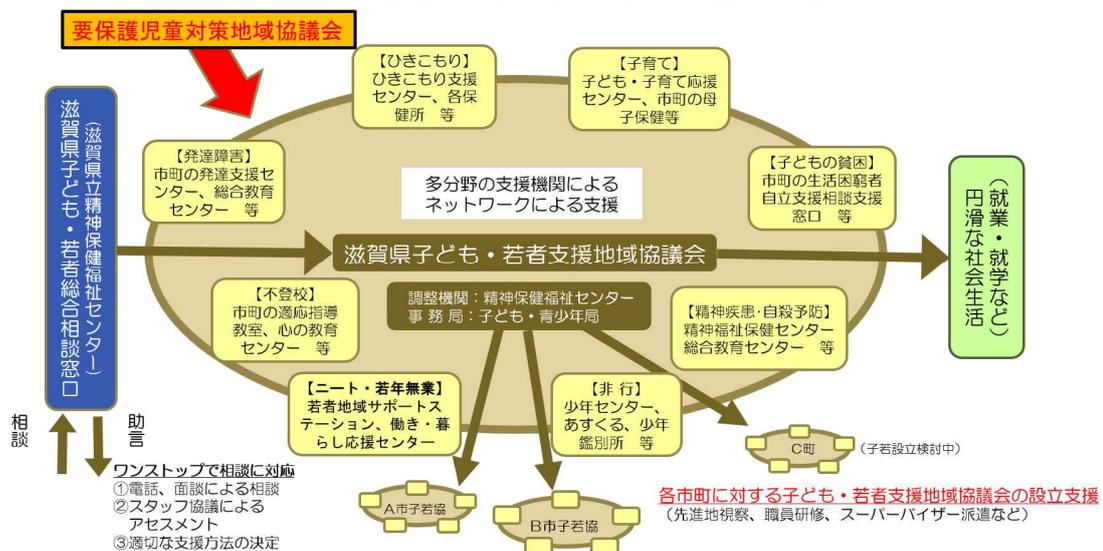
学校区分別に見ると、小学校は「いない」が多いが、それ以外では「いる」の方が多かった。

また、各学校で把握している該当児童生徒数は590人となった。

そのうち507件について個人票で詳細な状況について回答があった。

学校区分	いる	いない	わからない	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%

滋賀県の子ども・若者支援にかかる関係機関との連携について



担当：子ども若者部子どもの育ち学び支援課
TEL 077-528-3450